

伊丹市成年後見制度利用促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安を抱えるなど、成年後見制度等の利用を必要とする人を確実に支援につなげるため、関係機関による地域連携ネットワークを構築し必要な支援を実施するとともに、関係機関の連携を強化するため、伊丹市成年後見利用促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用を必要とする人を支援につなげる地域連携の仕組みの整備、強化に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に係る普及啓発並びに情報収集及び提供に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用に係る相談体制の整備に関すること。
- (4) 成年後見制度の利用に係る支援方法に関すること。
- (5) 権利擁護に関する支援を必要とする人を発見し、支援に結び付ける機能の強化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の専門職団体を代表する者
- (3) 医療機関を代表する者
- (4) 高齢者及び障がい者（児）等に係る相談支援機関を代表する者
- (5) 市民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体を代表する者
- (6) 高齢者及び障がい者（児）等並びに家族によって構成される団体を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任ができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課が行う。ただし、庶務の業務の一部を、伊丹市福祉権利擁護センター事業実施要綱第3条の規定により同要綱第2条に規定するセンター業務を委託した社会福祉法人等に委託することができる。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。